



排水設備の点検

～下水道法第13条に基づく検査～

- 下水道を正しく利用していただくための点検です
- 軽井沢町では、下水道管が閉塞する事例が発生しているため、管理者（町）による点検を実施します
- 下水道管が閉塞すると、清掃に多額の費用が掛かるため、ご協力をお願いします

点検担当：軽井沢町役場 上下水道課
電話：0267-45-8592

油脂類による被害 ～下水道管が閉塞し汚水が溢れる危険～

NO. 9

高压洗浄工

1 上流管内

洗浄 前



1

NO. 10

高压洗浄工

3 下流管内

洗浄 前



3

NO. 13

高压洗浄工

3 下流管内

洗浄 後



3



罰則規定

～管理を怠ると罰則を受ける場合があります～

- グリストラップ等、排水設備の清掃は委託も可能です。
- 次ページの罰則規定を参照ください。
- 適切な維持管理をお願いします。

罰則一覧

排除基準、各種届出、報告の徴収等に違反した者や、下水道管理者の改善命令、監督処分等に応じなかった者に対しては、以下の表のとおり罰則が定められています。

違反内容	罰則適用	
○計画変更命令違反 ○改善命令違反 ○監督処分違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	法第46条
○排除基準違反	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金	法第46条の2第1項
○事故時の措置命令違反	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金	法第46条の2第1項第2号
○過失による排除基準違反	3ヶ月以下の禁錮又は20万円以下の罰金	法第46条の2第2項
○特定施設の設置等又は構造等変更の変更届出義務違反	3ヶ月以下の禁錮又は20万円以下の罰金	法第47条の2
○その他の違反①	20万円以下の罰金	法第49条
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用開始届、特定施設使用届の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合 ・特定施設に関する実施の制限に違反した場合 ・水質測定義務に関し、水質測定の記録をせず、又は虚偽の記録をした場合 ・立入検査を拒み、妨げ、忌避をした場合 ・報告の徴収に関し、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合 		
○その他の違反②	10万円以下の過料	法第51条
<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設設置届における氏名等の変更の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合 ・特定施設使用廃止届、継承届の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合 		